七・五八七GHz以上八・四GHz未満	（一）　五四デシベル以下の値
八・四GHz以上八・五GHz未満	（一）　五九・三デシベル以下の値
八・五GHz以上一〇・二五GHz未満	（一）　六〇デシベル以下の値
一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満	（一）　七〇デシベル以下の値
一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満	（一）　八五デシベル以下の値
一〇・七GHz以上一一・七GHz未満	（一）　七〇デシベル以下の値
一一・七GHz以上一二・七五GHz未満	（一）　八五デシベル以下の値
一二・七五GHz以上	（一）　七〇デシベル以下の値

［19～32　略］

第四十九条の二十七　超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項各号に掲げる条件によることができる。

［一～八　略］

［2　略］

3　超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの（第一項各号に掲げる条件に適合するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

二　筐体は、容易に開けることができないものであること。

三　使用する周波数帯ごとに、次の表に掲げる値をそれぞれ満たすこと。

［19～32　同上］

第四十九条の二十七　超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～八　同上］

［2　同上］

［新設］